

3 経営第2468号
令和4年1月19日

北海道農政部長 殿

(ほか沖縄県を除く45都道府県主務部長及び2農業共済組合連合会宛て同趣旨の通知を发出)

農林水産省経営局保険課長
保険監理官

大雪等による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払及び収入保険に係るつなぎ融資の実施等について

令和3年12月以降、大雪による園芸施設の倒壊等の被害が多く都道府県で発生しており、被害を受けた農業者においては、農業経営等に支障を来すことが懸念されているところです。

貴職におかれては、これまでも、農業保険の機能が遺憾なく発揮されるよう、貴管内の農業共済組合等に対し、速やかな被害状況の把握、遺漏なき被害の申告、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立並びに収入保険に係るつなぎ融資の周知について御指導いただいているところですが、被災農業者の経営安定を図るため、貴管内の農業共済組合等の取組が徹底して行われるよう、改めて、御指導をお願いします。

また、今後もしばらく降積雪期が続くため、特に園芸施設において、さらなる被害が発生することが懸念されます。

つきましては、農業共済組合等と連携して、園芸施設共済の未加入者に対して被害が発生する前の加入を改めて働きかけるなど、農業者による災害への備えを促す取組を併せてお願いいたします。

なお、このことに関連し、別添写しのとおり、貴道県農業共済組合連合会宛て通知したので、御了知願います。